

上天草市立小中学校の就学校の指定に係る変更許可基準

平成21年8月1日

上天草市教育委員会

この基準は、上天草市立小中学校就学区域に関する規則第3条及び第4条に基づく指定学校変更の手続きに対して、教育委員会が審査する際の判断基準として定めるものです。

教育委員会は、指定学校変更の申し立て等があったときは、下記の表にある許可基準の適格性、学校の受入状況等を審査し、許可します。

なお、本基準を一律的に適用するものではなく、個々の申立理由を総合的に判断し、個別に許可します。

通学途中における事故防止については、保護者が十分に注意を払い、責任を持って対処して下さい。

	区分	許可基準	許可期限	申請書等
1	転居	市内転居で通学区域が変わり、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合	必要と認める期間	学校変更申請書
2	転居予定	(1)住居の新築・購入等により転居することが確実であり、転居先の通学区域の学校へ通学・入学を希望する場合。ただし、転居までが概ね6か月以内の場合	転居日までの期間	学校変更申請書 理由を証明するもの
		(2)住居新築により融資等を受けるため住民票を異動したが、住宅が完成するまで従前の学校に通学を希望し、住宅完成後に転校することが確実な場合	転居日までの期間	学校変更申請書 理由を証明するもの
3	勤務等の事情	保護者の就労等、又は疾病等、児童生徒の下校後保護者等が自宅にいない場合で、就学区域外にある親類等の家、若しくは勤務先から近い学校への就学を希望する場合	年度末まで (毎年更新が必要)	学校変更申請書 預かり証明書 学校長の意見書
4	兄弟姉妹関係	兄姉が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄姉と同じ学校に通学することを希望する場合	必要と認める期間	学校変更申請書
5	地理的理由	通学の利便性などの地理的な理由による場合	卒業まで	学校変更申請書
6	病弱、身体の障がい等に関する理由	病弱、虚弱、肢体不自由等の身体的理由により希望する学校の方が通院、通学等において、利便性、安全性の面から児童生徒の負担が軽減されると認められる場合	必要と認める期間	学校変更申請書 診断書等疾病状況が確認できる書類 学校長の意見書
7	いじめ等による精神的な理由	いじめ、不登校等特別な事情により、引き続き従前の学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	必要と認める期間	学校変更申請書 学校長の意見書
8	部活動による理由	指定校に希望する部活動がない場合	卒業まで	学校変更申請書 部活動理由書 学校長の意見書